

議員提出第1号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月4日

提出者

議会運営委員会委員長 生 越 俊 一

(別紙)

議員提出第1号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、その額及び支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

第5条第4項中「宿泊料については」を「宿泊費等の額は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第2に定める日当及び宿泊料」を「第2項の宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当（次項において「宿泊費等」という。）」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、宿泊費基準額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に掲げる額とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。